

平成17年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果<要旨>

目 標	基本目標 1	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。
	達成目標	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。
評価の内容	<p>公安調査庁長官による観察処分の期間更新請求を受けて、公安審査委員会は、教団に対し、更新が予定されている処分の内容、更新の根拠となる法令の条項及び更新の理由となる事実並びに陳述書の提出先及び提出期限を官報で公示して通知し、意見陳述の機会を付与して、教団から陳述書の提出を受けるなどした上で、平成18年1月23日、観察処分の期間を3年間更新（第2回目）するとともに、教団の収益事業の概要、各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所等を報告事項として追加する決定を行った。同決定では、公安調査庁が観察処分の実施を通じて明らかにした教団の組織、活動の実態、危険性がほぼ認められることとなった。</p> <p>観察処分に基づく立入検査と教団に対する調査については、教団等が、公安調査官の立入検査及び調査によって損害を受けたとして平成15年1月及び同年8月に提起した国家賠償請求訴訟において、東京地方裁判所が平成17年6月及び同年7月に原告の請求を棄却する判決を行っていることなどから、公安調査庁による立入検査及び調査が適切に行われていると言える。また、教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、同種の情報は、公安調査官が教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担がかかるだけでなく解明が極めて困難になる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握や教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率的・有効的な措置であると考えられる。さらに、立入検査は、教団の危険性の増大と再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上においても効率的・有効的な措置であると考えられる。</p> <p>このほか、関係地方公共団体の長からの調査結果提供の請求については、平成16年12月に、調査結果提供書の記載内容について、法務省令の一部を改正し、提供範囲を拡大したところ、提供先の関係地方公共団体から「施設内部の状況だけでなく教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った。」などの一定の評価を得ていることから、関係地方公共団体に対する情報提供が適切であったと考える。しかし、教団施設の周辺住民等は依然として教団に対する不安感を抱いており、教団施設が所在する多くの関係地方公共団体の長からは継続的に調査結果提供の請求を受けていることから、周辺住民等の不安感を更に解消するためにも、観察処分に基づく調査結果の提供は不可欠である。</p> <p>以上の結果、教団の活動を明らかにする、教団が有している危険性を把握し、その増大を防止する、国民の不安感を解消するという点などから、観察処分の実施を通じたオウム真理教の活動状況に関する調査については、有効性・効率性が認められる。</p>	

目 標	基本目標 2	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。
	達成目標	内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。
評価の内容	<p>国際テロ調査においては、公安調査庁総務部の情報管理官1人を廃止し、調査第二部に国際テロ関係情報の総合的分析及び情報収集の計画・立案を行う国際調査企画官を新設したほか、現場における国際テロ調査要員を増強し、調査体制の強化を図った。また、本庁において、幹部及び分析担当調査官による各種会議、検討会や外部の有識者との意見交換等を、内容に応じて定期的あるいは随時に開催して、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、課題や今後の対応について協議し、その結果を本庁及び各公安調査局の調査部にフィードバックすることによって、適時・的確な情報収集・分析・評価能力の強化を図った。さらに、官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努めるとともに、外国情報機関等との緊密な情報交換を行い、更なる関係強化を図った。</p> <p>こうした体制の下、収集・分析した情報については、内容に応じ、特に重要なものは内閣総理大臣や内閣官房長官等に直接報告するとともに、随時に政府・関係機関等に直接あるいは政府部内の各種会議等を通じて報告・提供するなどした結果、提供先からは継続的な情報提供を要請されるなど、一定の評価を得たことから、情報提供の際の迅速性・適時性、提供情報の正確性の確保については、おおむね達成できたと考える。また、情報提供の形態については、専門的な情報は随時、政府・関係機関等へ提供したり、刊行物により配付したほか、必要に応じてホームページに掲載するなどして、情報の質やニーズに応じて適切かつ効率的に情報提供を行った。</p> <p>これらのことから、政府の施策遂行に寄与するための情報収集と適時・的確な情報提供ができたと思料され、本施策は、内外情勢に関する情報を政府機関へ提供することにより公共の安全に寄与するという点で、有効性、効率性が認められる。</p>	